

令和 7 年 6 月 13 日 招 集

令和 7 年大船渡市議会第 2 回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第 1 号	令和 6 年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号	令和 6 年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 3 号	令和 6 年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について
議案第 1 号	大船渡市税条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	大船渡市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて

報告第 1 号

令和 6 年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により報告します。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

令和6年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
2. 総務費	1. 総務管理費	下水道事業債償還基金積立金	円 640,000	円 640,000	円 0	円 0	円 640,000	円 0	円 0
2. 総務費	1. 総務管理費	市民文化会館大ホール等 舞台照明設備更新事業	30,000,000	30,000,000	0	0	0	30,000,000	0
2. 総務費	2. 徴税費	令和7年度固定資産税納 税通知書作成等業務	2,534,000	2,533,069	0	0	0	0	2,533,069
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策給付金支給 事業	19,619,000	19,618,715	0	19,618,715	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害福祉サービス事業所 等物価高騰対策支援金交 付事業	2,520,000	2,520,000	0	2,520,000	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護サービス事業所等物 価高騰対策支援金交付事 業	9,240,000	9,240,000	0	9,240,000	0	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	民間保育所等物価高騰対 策支援金交付事業	3,522,000	3,522,000	0	3,522,000	0	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	大船渡市こども家庭セン ター運営事業	427,000	427,000	427,000	0	0	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	こども園管理運営事業	410,000	410,000	410,000	0	0	0	0
3. 民生費	4. 災害救助費	林野火災災害対策事業	124,028,000	85,267,068	0	0	0	0	85,267,068
4. 衛生費	1. 保健衛生費	医療施設等物価高騰対策 支援金交付事業	3,904,000	3,904,000	0	3,904,000	0	0	0
4. 衛生費	1. 保健衛生費	出産・子育て応援給付金 交付事業	1,000,000	1,000,000	0	666,000	0	0	334,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	公衆浴場物価高騰対策支 援金交付事業	500,000	500,000	0	500,000	0	0	0
6. 農林水産業費	1. 農業費	綾里地区生産物直売所解 体撤去事業	18,639,000	18,639,000	0	0	0	16,600,000	2,039,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	公衆浴場物価高騰対策支 援金交付事業	500,000	500,000	0	500,000	0	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
6. 農林水産業費	3. 水産業費	道の駅省エネ対策事業	円 5,400,000	円 5,400,000	円 0	円 5,400,000	円 0	円 0	円 0
6. 農林水産業費	3. 水産業費	加工原魚転換支援事業	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁村再生交付金事業（綾里地区）	90,500,000	90,500,000	0	0	45,200,000	45,300,000	0
6. 農林水産業費	3. 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	123,198,000	123,197,600	0	0	61,550,000	61,600,000	47,600
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁村整備事業（綾里地区）	9,168,000	9,167,000	3,100,000	0	6,045,000	0	22,000
7. 商工費	1. 商工費	運輸事業者原油価格高騰対策支援金	10,490,000	10,490,000	0	10,490,000	0	0	0
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰対策事業者支援事業	64,750,000	64,750,000	15,585,000	49,165,000	0	0	0
7. 商工費	1. 商工費	綾里駅トイレ改築事業	10,660,000	10,660,000	10,026,000	0	0	0	634,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	16,045,000	16,044,618	0	8,537,848	0	7,500,000	6,770
8. 土木費	2. 道路橋梁費	通学路整備事業	33,280,000	30,035,160	0	16,573,431	0	11,900,000	1,561,729
8. 土木費	5. 都市計画費	都市公園施設整備事業	31,610,000	31,610,000	0	15,725,000	0	14,100,000	1,785,000
8. 土木費	6. 住宅費	住宅リフォーム工事助成事業	1,500,000	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000
8. 土木費	6. 住宅費	市営住宅改修・修繕事業	15,000,000	14,992,190	0	0	0	0	14,992,190
10. 教育費	4. 社会教育費	大船渡地区公民館屋根改修事業	32,250,000	32,250,000	50,000	0	0	32,200,000	0
14. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	水産施設災害復旧事業	204,921,000	204,921,000	0	111,281,000	0	55,500,000	38,140,000
合 計			867,255,000	825,238,420	29,598,000	257,642,994	113,435,000	274,700,000	149,862,426

令和7年6月13日提出

大船渡市長 渕 上 清

報告第 2 号

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告します。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

令和6年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企 業 債	他 会 計 出 資 金	国庫補助金	繰 入 金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	施設整備事業	円 636,000,000	円 228,671,300	円 407,328,700	円 228,000,000	円 0	円 158,891,000	円 0	円 20,437,700	円 0	円 0	関連事業との 調整に不測の 時間を要した こと等のため
合 計			636,000,000	228,671,300	407,328,700	228,000,000	0	158,891,000	0	20,437,700	0	0	

令和7年6月13日提出

大船渡市長 淵 上 清

報告第3号

令和6年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和7年6月13日提出

大船渡市長 渕 上 清

令和6年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企 業 債	他 会 計 金 負 担 金	国庫補助金	県補助金	補 償 金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	改良更新 事業	円 465,274,780	円 274,530,300	円 190,744,480	円 61,800,000	円 1,756,300	円 18,816,000	円 21,830,000	円 63,765,795	円 22,776,385	円 0	円 0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したこと等のため
		施設整備 事業	652,327,220	178,423,470	473,903,750	413,300,000	0	0	0	0	60,603,750	0	0	施工の際に発生した状況の変化により施工効率が低下し、不測の時間を要したこと等のため
		合 計	1,117,602,000	452,953,770	664,648,230	475,100,000	1,756,300	18,816,000	21,830,000	63,765,795	83,380,135	0	0	

令和7年6月13日提出

大船渡市長 舘 上 清

議案第 1 号

大船渡市税条例の一部を改正する条例について

大船渡市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の所得控除等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市税条例の一部を改正する条例

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（所得控除） 第34条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について、算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失	（所得控除） 第34条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について、算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同

改正前	改正後
若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）は、この限りでない。 2～8 〔略〕 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（2）〔略〕 （3） 扶養親族の氏名 （4） 〔略〕 2～6 〔略〕 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当	じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 〔略〕 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（2）〔略〕 （3） 扶養親族又は特定親族の氏名 （4） 〔略〕 2～6 〔略〕 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当

	改正前	改正後
	等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 扶養親族の氏名 (4) [略] 2～5 [略]	等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) [略] 2～5 [略]
2	附 則 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 [略]	附 則 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 [略] <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第91条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第91条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

改正前	改正後
	(1) <u>葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u>

	改正前	改正後
		(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
3	(公示送達) 第18条の2 法第20条の2の規定による公示送達は、大船渡市公告式条例（昭和27年大船渡市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(公示送達) 第18条の2 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を大船渡市公告式条例（昭和27年大船渡市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u></u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u>
4	附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 [略] <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第4条の2 <u>当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみな</u>	附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 [略]

	改正前	改正後
	<u>される法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、<u>譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>	
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分 令和8年1月1日
- (2) 表2の項の改正部分 令和8年4月1日
- (3) 表3の項の改正部分 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (4) 表4の項の改正部分 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の大船渡市税条例第18条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 この条例(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の大船渡市税条例(以下この条において「令和8年1月新条例」という。)第34条及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る令和8年1月新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 令和8年1月新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき令和8年1月新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する令和8年1月新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大船渡市税条例(以下「旧条例」という。)第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 令和8年1月新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する令和8年1月新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の大船渡市税条例（次項において「令和8年4月新条例」という。）附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大船渡市税条例第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び令和8年4月新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 大船渡市税条例第93条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（令和8年4月新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 令和8年4月新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 1 号(大船渡市税条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
表 1 の項	
第34条	個人の市民税の所得控除について、特定親族特別控除を加えることを定めるものである。
第35条の 2	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が特定親族特別控除額の控除を受ける場合の市民税の申告義務等を定めるものである。
第35条の 3 の 2	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、特定親族の氏名を加えることを定めるものである。
第35条の 3 の 3	一定の退職手当等に係る所得を有する特定親族を有する者に個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を義務付けるとともに、申告書の記載事項に当該特定親族の氏名を加えることを定めるものである。
表 2 の項	
附則第16条の 2 の 2	加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めるものである。
表 3 の項	
第18条の 2	公示送達について、インターネットを用いる方法により不特定多数の者が公示事項を閲覧できる状態にすること等を定めるものである。
第18条の 3	文言を整理するものである。
表 4 の項	
附則第 4 条の 2	公益信託の見直しに伴い、公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定を削るものである。

2 附則

条 項	要 旨
第 1 条	この条例の施行期日を定めるものである。
第 2 条	公示送達に関する経過措置を定めるものである。
第 3 条	市民税に関する経過措置を定めるものである。
第 4 条	市たばこ税に関する経過措置を定めるものである。

議案第 2 号

大船渡市地域経済^{けん}牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市地域経済^{けん}牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地域経済^{けん}牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条
の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、承認地域経済^{けん}牽引事業者によ
る対象施設の設置期限に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税免除の適用） 第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和10年3月31日</u>までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号(大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	課税免除の適用要件である対象施設の設置期限を、令和10年3月31日まで延長することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 3 号

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を
改正する条例について

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

岩手県の例に準じて、重度心身障害者医療費助成制度における助成対象者を拡大しようとするものです。

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（2） [略] （3） 重度心身障害者 次の各号のいずれかに該当することになった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級<u>のもの</u> イ～オ [略] （4）～（8） [略]	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（2） [略] （3） 重度心身障害者 次の各号のいずれかに該当することになった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級<u>に該当するもの</u> イ～オ [略] カ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級に該当するもの</u> （4）～（8） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第3号(大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	医療費の助成対象者に精神障害者保健福祉手帳所持者で障害等級が1級のものを加えることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和7年8月1日とするものである。
第2項	改正後の条例は、令和7年8月受療分から適用するものである。

議案第 4 号

大船渡市都市公園条例の一部を改正する条例について

大船渡市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市都市公園条例の一部を改正する条例

大船渡市都市公園条例（昭和49年大船渡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（園路及び広場） 第2条の4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主としてバリアフリー法第2条第1号の高齢者、障害者等（以下「高齢者、障害者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第3条第1項に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） [略] （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） [略]	（園路及び広場） 第2条の4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主としてバリアフリー法第2条第1号の高齢者、障害者等（以下「高齢者、障害者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第3条第1項に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） [略] （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

大船渡市長 渕 上 清